

国 地 契 第 1 0 号
令 和 2 年 5 月 2 9 日

各地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
(公 印 省 略)

「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

附則を附則第1項とし、附則に次の項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例)

- 2 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたため、第4第2項第七号に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

附 則

この通知による改正後の建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の請負契約を令和2年5月29日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。